

平成27年（ワ）第13029号、第23567号

T P P 交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

原告第6準備書面

2016年2月12日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

原告 野々山 理恵子

1 はじめに

私は現在、生活協同組合パルシステム東京にて代表理事・理事長をしております。地域で活動を行う母親の一人として、また、45万人の組合員を擁する協同組合の代表として、2月4日にオークランドにて署名調印されたT P P 協定の影響を大変危惧しており、子どもたちの将来が不安で仕方ありません。

私たちの生協活動は、子どもたちに安心して食べられる物を、との思いから始まりましたが、子どもたちが安心してくらすしていくためには、食の安全を求めていくだけでは足りないと気付き、理念に「社会をつくる」ことを掲げ、活動しております。今回のT P P 協定締結の結果、今すぐにではなくても、子どもたちの将来の社会が、幸せにくらすことのできにくい社会になってしまうのではないかと危惧しております。

私は子どもたちの未来に責任を持つ大人の一人として、将来の社会がくらしにくくなる可能性を含む、未来に不安を覚える今回の交渉の批准

手続きは中止し、憲法第 13 条にある全ての国民が幸福を追求する権利を保障していただきたいと切に願ひ、以下のとおり述べさせていただきます。

2 情報公開の仕方に対する不安

今までの交渉が私たちの不安を煽ってきた一番の原因は交渉が秘密裏に行われてきた点です。昨年 1 1 月にテキストは公開されましたが、その交渉過程においてどのような約束がなされたか、交渉の過程などは締結後も秘密にされると言われています。

国民の代表である国会議員に対しても、米国の議員には公開された途中経過が日本の議員はアクセスできなかったなど、情報公開の在り方が不平等であり、疑念を生みます。

情報における不平等の最たる点は、公表された条約の公文が英語、仏語、西語のみであり、日本語の公文がないことです。法的効力を持つのは公文のみです。参加 1 2 ヶ国中で仏語より使用人口が多く、貿易高で上位に位置する日本の公文がないことの問題は多くが指摘しています。批准に向けて国会にて国民の代表が真摯に論議を行う時、訳文にて国会審議を行った場合、翻訳の解釈が異なっていたり誤っていたりするリスクが付きまといまふ。何故日本語公文を求めなかったのか、疑問です。

内容が隠されることの疑心暗鬼は、人々の心に不安と葛藤を生みます。大きな利益を求めるのではなく、ただ幸せに安心してくらしていたいと願う一市民の想いを守り、不利な情報であっても公開し、広く論議を行い、撤退も含めて民主的に判断していただきたいと願っています。

3 食の安全への不安

私たちは子どもたちに安全安心な食を求めて集まったことが始まりで

すが、今回の条約は、その食の安全に関して、大きな不安を抱くものであると感じています。テキストではすぐに安全を阻害する要因はないかのようにも受け取れますが不安を感じる部分も散見されます。

T P Pの内容は韓米F T Aを見ればわかると米国の交渉官が述べています。

その韓米F T Aの内容と交渉官の発言、これまでの米国通商部の年次改革要望書の内容、現在の米国における食の問題を考えると、私たちが望むものと反対の方向へと未来がシフトしていく不安が募ります。

近年癌やアレルギー症状を持つ人が増えているのは、空気の汚染や放射能の影響なども言われていますが、原因の一つに食品添加物や農薬、生活用品に入り込む合成化学物質の影響も言われています。国の許可する食品添加物もここ数年T P Pを見据えて大幅に緩和拡大され、検査期間も短縮されてきています。

現在日本の添加物は指定添加物と既存添加物と合わせて約800種類ですが、米国では約3000種類と言われ、分類手法の違いなどありますが、格段に多くの添加物が許可され使用されている状況があります。また、家畜においては、B S E問題やホルモン剤や抗生物質の使用問題、穀物などでは遺伝子組み換え食物の問題もあります。

いのちをつくる素となる食べ物ですが、工業製品と同様に利益優先の大規模家畜飼育場、大規模単一作物農場にて、薬を多用し、遺伝子組み換えで管理している米国の状況を見聞きするにつけ、大変不安を覚えます。

外国企業の参入障壁を取り払うと言われるT P P条約では、農薬や保存薬品などの安全性に懸念があっても、外国産の農産、畜産品が検査もほとんどされない状況で入ってくるのが懸念されます。現状でも食品検査の現場では検査官が足りず、書類検査のみで実態検査はなされない

ものが多いと言われていますが、更に輸入食品が増えた場合に、増員の予算措置がどのくらい取られるかにも懸念があります。既に検疫にかかる時間が短縮されてきていますが、今回公開のテキストにて「検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことがないように」と念を押されていることと衛生植物検疫小委員会が設置されることで、更に安全性を削ぐ変更が今後加わる可能性があることに不安を覚えます。

遺伝子組み換え食品に関しては、今でも上位3品目5%超過のみを表示、油や醤油や液糖などは表示義務なし、と全品目0.9%以上は表示のEUやEU並みを目指している中国、台湾などに比べて表示義務基準の緩い日本ですが、米国ではその表示自体が一切できません。表示を求める市民運動が米国各地でなされていますが、強力な企業の下に苦戦。消費者に情報を与えることは企業に不利になるためです。

TPPは企業が動きやすくすることを目指しているといわれているため、TPPが発効すれば、日本でも表示ができなくなるのではと危機感を持っています。

遺伝子組み換え食品に関しては、情報交換の作業部会をつくるとされており情報共有化が進むとされていますが、それにより、表示を米国と同等化するよう更なる圧力がかかるのでは、とも危惧しています。テキストの第8章12条にある、連絡部局が「利害関係者と協議し、及び適当な場合には該当関連する事項について調整する」の記述に、企業の意見によりルールが変えられていくのでは、と不安を覚えます。

まだ技術が商品化されて日の浅い遺伝子組み換え食品です。遺伝子組み換え食品企業ではラットの3ヶ月のみの検査により安全だと主張していますが、カーン大学のセラリーニ教授らの2年間の長期検査では寿命の短命化、癌の多発が報告されています。遺伝子組み換え食品は、その技術が生命体へ与える影響も不安ですが、遺伝子組み換え植物には大量

に強い農薬が使われるため、農薬の被害も心配です。ベトナム戦争で使用された枯葉剤と同成分使用農薬まで遺伝子組み換え大豆と共に販売されています。今後長年に渡ってその影響を受けることになる子どもたちのためには、その一生を考えた晩発制の影響を考えなくてはなりません。

また、現在子どもたちの給食に、食育や安全性、顔の見える地域での関係をと、各地で地産地消の推奨を行っていますが、海外企業の参入障壁と見なされるとそれもできなくなる恐れもあります。韓国でもオーガニックは入るが、ローカルフードは給食の取り決めに入らなくなったと聞いています。

更に、低価格食品が海外から多数入ってくると、国内食品産業界も低価格競争を強いられることになり、生産コストを下げるために人件費の切り下げが行われ、以前あった中国産餃子の事件や冷凍食品の農薬混入事件のような、故意の毒物混入事故のリスクも懸念されます。

既に国内工場では外国人労働者が多くなっていますが、労働力も自由化となり更に意思疎通が難しい外国人労働者が増え、賃金低下が加速することが危惧されます。

協同組合で産直を守り、自分たちの食を守る、との考え方もとれますが、日本社会がそのようになってしまえば、自分たちだけの食を守ることもできません。作ってくれる生産者がいなくなる可能性があります。外食もできません。仮に自分たちだけ安全なものを食べられたとしても、それでは幸せにはくらしません。

遺伝子組み換え表示も国産表示もできなくなり、何を選べば安全かもわからなくなる、更に、気候変動により世界的な飢饉となれば食糧輸入も止まり飢餓に苦しむかもしれない、そのような不安な社会を子どもたちに残すことはとてもできません。

4 いのちを守る上での不安

たべものはいのちをつくる素ですが、いのちを守るためには食の安全だけでは足りません。環境もその一つです。例えば、水。人間の60%は水でできていると言われていますが、水や空気の汚染にも不安が残ります。自動車の排ガス規制もアメリカと同じ値に緩められるのではとの不安がありますし、水の汚染に関しても同様です。

また、医療の分野でも株式会社化により利益優先の考え方が導入されると、利の薄い産婦人科や小児科は更に少なくなり、ジェネリック医薬品が抑えられて薬価が高騰し、手術や検査手法まで特許で知的財産権が設定されて高額となると予測されます。数日の入院で数百万円請求され破産するという、アメリカの現状を考えると不安です。

未来の社会が、賃金低下で格差が広がり、多くの貧しい人々は医療も教育も受けられず、安全な食べものも食べられず、農地は荒れて人々の心も荒れ紛争が絶えない不安定な社会になってしまったら、と子どもたちの未来を考えると不安で眠れません。

5 おわりに

上記様々稚拙ながら書き連ねましたように、子どもたちの先の未来を考えた時に、この条約締結後の将来社会がどうなるか、子どもたちの生存権、幸福追求権が脅かされるのではないかと不安でなりません。私たちのこれらの不安の素が条約の中に現存することをご理解いただきたいと思っております。

以上、一市民として、将来世代への大人の責任を果たす上での現在の不安な気持ちを率直に述べさせていただきました。

協同組合の代表としましては、市民が連帯して事業を行っている生協のような閉じられた形も企業からの参入障壁とみられるのではないかと

とも危惧しております。

経済は国際的企業だけで回っているのではないと考えます。私たちのような市民による事業体、社会的企業も今後力を伸ばしていく必要がある、と現在世界中で大きな動きが起きています。

そのために国連は2012年を国際協同組合年とし協同組合の社会的地位の確立を期待し、その後2013年の国際家族農業年で家族農業こそ持続可能で雇用も創出する今後の望ましい農業の形である、と推奨しています。新しい経済の在り方、搾取的でなく持続可能で新しい国際貿易や経済の形を求めていくときであると感じています。企業利益第一のTPPとは別の道がある。そのことに明るい未来を感じています。

ぜひ、国民にあるTPP協定への不安を察していただき、子どもたちに安心してらせる未来を残すことを思い訴える気持ちもご考慮いただき、民主主義の砦である裁判所にて、慎重で民主的なご審議をお願いしたいと考えております。

以上